

戦時体制における保育園

—愛育隣保館・戸越保育所による疎開保育から—

筑波大学大学院 大石茜

1. 目的

戦争と子どもをめぐる研究の多くは、学童疎開や縁故疎開の事例や、戦争孤児をめぐる戦後処理の問題を数多く扱ってきた。しかしながら、就学年齢未満の子どもを抱え縁故疎開のできなかった家族が利用した、戦時期の保育園の実態については、これまでほとんど注目されてこなかった。戦時期は、戦時託児所として保育園の数が増加しただけでなく、愛育隣保館と戸越保育所が共同で、九ヵ月間に及ぶ疎開保育を実施していた。1944(昭和19)年11月、保母や母親たちがなぜ独自の疎開保育に踏み切ったのか、実際にどのような保育が行われたのかを明らかにすることによって、保育をめぐる草の根の動きを再評価するとともに、戦争が母子を引き離すことを正当化していった実態を批判的に検証することが、本発表の目的である。戦時期は、それまで一般的でなかった保育園の意義が、初めて広く認識された時代でもある。戦時体制における保育園の位置づけを再考することは、今日の子育てをめぐる社会状況を考える上でも重要である。

2. 方法

疎開保育に参加した保母自身によって書かれた、鈴木とく『感傷ほいく野迷いあるき』(1975)、『戦中保育私記 昭和十六年から昭和二十二年』(1990)、畑谷光代『つたえあい保育の誕生』(1968)などの記録・証言や、当時の保母や母親たちへのインタビューを収録した『君たちは忘れない 疎開保育園物語』(1982)を、疎開保育の実態を分析する上での基礎資料とする。雑誌『幼児の教育』や新聞に掲載された戦時託児所や疎開保育、疎開先の現地の保育園に関する記事から、資料を補足する。また、愛育隣保館と戸越保育所による疎開保育は、政府や東京府による決定を待たずに、母親や保母たちの判断で行われたという特徴がある。疎開や保育園に言及した公的文書も必要に応じて参照し、国家の方針との相違を検討する。

3. 結論

戦時期の政府にとって集団疎開は、縁故疎開とは異なり家族主義の精神に反するという理由から、あくまで奨励するにとどめるべきものであり、強制することには積極的ではなかった。建前としての「家族」に固執する政府に対し、空襲が繰り返される都市部で暮らし続けることへの危機感をもった保母たちは、自らの判断で疎開希望者を募り、実行に移した。物資が不足し先行きも見えない中での疎開保育は過酷な仕事であり、不満を募らせながらも、手に入ったものを工夫して利用しながら実験的な保育を行った。「子どもを守る」という主張は、簡単に国家の戦略に利用される危うさを持ち合わせつつ、目の前の子どものために何ができるかという切実な思いに根差した保母や母親たちの主体的な判断・行動は、国家の論理とは異なる側面も持ち合わせている。疎開保育に参加した保母たちは、疎開保育のような悲惨な体験を子どもたちにさせてはいけないと肝に銘じながらも、戦時期の体験が自信となって、戦後の保育事業において大いに活躍することとなった。しかしながら、戦時期に母親たちが保育園を利用しなければならなかった背景には、女性を育児から切り離し、銃後の軍需産業を担う労働力へと効率的に動員しようとする社会的経済的構造が存在した。軍需産業に従事していなければ、母親たちは保育園に子どもを預けることはできなかった。今日の、女性の総活躍を謳う政府と、保育園・保育士の不足や保育サービスの多様化が叫ばれる社会状況は、戦時期の女性や保育をめぐる実態と重なるともいえるのではないだろうか。